

介護保険制度における

<住宅改修ご利用にあたっての手続きのご案内>

住宅改修の利用にあたっては、工事着工前に市へ申請をして審査を受ける事前申請制度になっています（事前に支給申請書等を提出後、審査を受けてから工事を始めます）。

住宅改修費の支給方法は、利用者が改修費用の全額を事業者に支払った後、申請をすることで、負担した金額（限度額20万円）の7割から9割の払い戻しを市から受ける「償還払」方式と、事業者と利用者の合意のもと、利用者が改修費用の1割から3割を事業者に支払い、残り9割から7割の保険給付分を市が直接、事業者に支給する「受領委任払」方式が選択できます。

なお、工事着工前に事前申請をしなかった場合や、住宅改修の対象とならない工事を行った場合、または、介護認定の結果が自立（非該当）となった場合は、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

= 手続きの概略 =

1 介護度または介護認定申請の確認

→被保険者の介護度または介護認定が申請済みかどうかをご確認ください。自立（非該当）と認定されたかたや介護認定申請前のかたは対象となりません。

2 希望の改修が介護保険の対象かどうかを確認

→ケアマネジャー、高齢者くらしサポート（地域包括支援センター）または市に、希望する住宅改修が介護保険の対象となるかどうかご相談ください。対象となる住宅改修の範囲は次ページのとおりです。対象とならない場合は、全額自己負担となります。また、以前に住宅改修をご利用になられた場合は、利用限度額20万円の範囲で支給額が変わりますので、残額を確認してください。

3 見積りをとる

→複数の事業者から見積りをとることをお勧めします。

4 工事着工前に、市へ事前申請をする

→必ず工事前に、支給申請書等を市に提出して、事前審査を受けてください。

5 確認通知を送付します

→事前審査の結果を被保険者ご本人あて通知します。この通知後に工事をはじめてください。事後申請に必要な書類も同封します。

6 工事の施工、完了、工事費用の支払い

7 工事完了後に、市へ事後申請をする

→工事完了後、領収証等を市に提出してください（入院・入所中のかたは、退院・退所後に提出してください）。

8 市から支給決定通知書の送付、住宅改修費の支給

→事後審査を行い、支給額を決定します。

対象となる住宅改修の範囲

（厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類）

1. 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置するもので、取り付けに際し、工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ）を伴うもの。

2. 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するもので、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。

工事を伴わないもの、また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。

3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

具体的には、居室においては畳敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

4. 引き戸等への扉の取り替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取り替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置費用は保険給付の対象にはなりません。

5. 洋式便器等への便器の取り替え、便器の位置・向きの変更

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定されます。

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付いた洋式便器に取り替える場合は対象となりますが、すでにある洋式便器にこれらの機能を付ける場合は、対象となりません。

また、和式便器から洋式便器への取替工事のうち、水洗化または簡易水洗化の部分にかかる費用、補高便座の設置も保険給付の対象となりません。

6. その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ① 手すりの取り付けのための壁の下地補強
- ② 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
- ③ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事
- ⑤ 便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取り替えに伴う床材の変更

利用限度額

利用限度額は、要介護状態区分にかかわらず20万円（保険給付額は、7割の限度額14万円、8割の16万円または9割の18万円が限度）です。これは被保険者一人あたりの金額です。

ただし、次の場合は再度20万円までの住宅改修費を利用することができます。

- ①初めて住宅改修に着工した日の要介護状態区分を基準として、要介護状態区分が3段階以上、上がった場合（下表を参照してください。）ただし、この取り扱いは同一住宅・同一被保険者について、1回限りです。詳しくは、お問い合わせください。

要支援・経過的要介護（平成18年4月1日前は要支援）	→	要介護3・4・5
要支援2・要介護1	→	要介護4・5
要介護2	→	要介護5

（例）初めて住宅改修を着工した日が要支援2で、再度住宅改修に着工する日が要介護4の区分に上がった場合など。

- ②転居した場合

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の利用状況はリセットされます。ただし、転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前住宅にかかる利用状況が復活します。

申請にあたってのご注意

1. 対象者

要支援1・2または要介護1から5に認定されたかたが対象となります。なお、介護認定の結果が自立（非該当）となった場合は、対象になりません。

2. 工事着工日

次にあげるものは、支給対象とならず全額自己負担となりますのでご注意ください。

- ①介護認定申請日以前に着工されていた工事
- ②着工前に事前申請をしなかった工事
- ③事前申請済であっても、工事着工日時点で、介護認定有効期間が経過している場合
なお、事前申請の際に提出された工事内容を変更される場合は、必ず、工事着工前に高齢福祉室にご連絡ください。

3. 対象となる住宅

被保険者が現在居住されている住居が対象となります。
(住所地の住居のみが対象となります)。

4. 住宅改修の設計及び積算の費用について

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の支給対象費用として取り扱うことができますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については、支給対象になりません。

5. 新築または増改築の場合

新築の場合は支給対象になりません。

増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は支給対象になりませんが、増改築の際の廊下の拡張に伴い手すりを取り付ける場合、トイレの拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合などは、それぞれ「手すりの取り付け」「洋式便器等への便器の取り替え」にかかる費用についてのみ、支給対象となります。

6. 住宅改修の支給対象外の工事もあわせて行った場合

適切な方法により、住宅改修の支給対象となる費用を算出してください。

7. 被保険者自らが住宅改修を行った場合

材料の購入費のみが対象となります。この場合の「住宅改修に要した費用にかかる領収書」は、材料の販売者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人または家族等が作成する必要があります。

8. 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、改修の範囲が重複しないようにしてください。共有の居室の床材の変更を行った場合は、いずれかおひとりの改修として申請してください。

9. 被保険者が入院・入所中の場合

- ①退院・退所後に備え、入院・入所中から事前申請をし、工事に着工することはできませんが、工事完了後の書類提出は退院・退所をして在宅になってから行ってください。いったん退院・退所したものの、工事が完了しないうちに再び入院・入所となった場合も同じです。
- ②在宅中に事前申請をし、工事の着工をし、改修半ばで入院・入所となった場合も、工事完了後の書類提出は退院・退所後に申請してください。
- ③在宅中に事前申請をし、工事が完了し、被保険者が当該住宅改修を利用していた場合は、その後入院・入所となっても、入院・入所中に工事完了後の書類提出を行っていただくことができます。
- ④入院・入所中に事前申請し、工事に着工し、入院・入所期間が長引いた場合は、工事完了日を起算日として2年間の間に退院・退所となれば、工事完了後の書類提出を行うことができます(2年を過ぎると工事完了後の書類提出ができません)。
- ⑤在宅時に事前申請し、工事に着工し、完了するまでの間に入院・入所し、そのまま死亡された場合は、入院・入所するまでの工事進捗分が保険給付の対象となります。入院・入所日以降の改修費は自己負担となります。

申請に必要な書類及び作成にあたってのご注意

事前申請（工事着工前）と、事後申請（工事完了後）に市へ提出する書類は、それぞれ次のとおりです。

◎事前申請（工事着工前）に提出する書類

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（市所定様式第15号）

- ・被保険者本人の氏名で記入・押印してください。
- ・「見積額」の欄には、住宅改修の対象となる工事費用のみを記載してください。（介護保険対象外の費用については算入しないでください）。
- ・「改修の内容・箇所及び規模」の欄には、改修を行う住宅改修の種類ごとに、改修を行う箇所、数量、長さ、面積等を記載します。

2. 住宅改修が必要な理由書（市所定様式）

- ・基本的には担当ケアマネジャーや高齢者くらしサポート（地域包括支援センター）職員が作成します。担当のケアマネジャー等がないかたは、市理学療法士・市作業療法士や担当でないケアマネジャーが作成することもできます。この場合は高齢福祉室までご相談ください。

→担当でないケアマネジャーに依頼する場合

- ・高齢福祉室（総合保健福祉センター1階）電話072-727-9500（代表）

3. 住宅所有者の承諾書（市所定様式）

- ・住宅所有者が被保険者以外の場合に必要です（夫や息子など、家族が所有者の場合にも必要です）。

4. 工事費用の見積書（工事費内訳書を添付）

- ・見積額は消費税を含む金額を記入します。
- ・宛名は、当該被保険者本人名（「上様」等は不可）を記載したもの。
- ・事業者名の記載と押印のあるもの。
- ・住宅改修の対象となる工事費用のみを記載してください。（介護保険対象外の費用については算入しないでください）

5. 工事の平面図

- ・改修後の完成予定の状態、改修箇所のわかる平面図（見取り図）

6. 改修前の写真（日付が確認できるもの）

- ・トイレ、浴室、廊下等の改修箇所ごとの改修前のそれぞれの写真で、日付が確認できるもの（日付入り写真以外は、撮影した日を紙に記載し、写真に写し込んでください）。
- ・写真は、台紙等に貼付するなどして、ファイルでの提出はご遠慮ください。

7. 受領委任払承認申請書(市所定様式) <受領委任払を希望されるかたのみ必要>

- ・「受領委任払」とは、事業者と利用者の合意のもと、利用者が改修費の1割から3割を事業者を支払い、残り9割から7割の保険給付分を市が事業者に支給する方法です。
- ・介護保険料に未納があり、給付制限を受けているかたは「受領委任払」を利用できません。
- ・後日、利用者・事業者の両者に「受領委任払承認・不承認決定通知書」を送付します。なお、不承認となった場合は、「償還払」となります。

8. 本人確認書類

（1点でよいもの）マイナンバーカード（顔写真付き）、運転免許証、パスポートなど
（2点必要なもの）介護保険の被保険者証と負担割合証など

※代理のかたの場合は、次の書類も必要です。

- ・委任状
- ・代理のかたの本人確認書類（前記のとおりです）
（事業者のかたの場合は、社員証などもご提示ください）

◎事後申請（工事完了後）に提出する書類

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完了届（市所定様式第16号）

- ・被保険者本人の氏名で記入・押印してください。
- ・改修費用の欄には、住宅改修の対象となる工事費用のみを記載してください。
（介護保険対象外の費用については算入しないでください）

2. 工事費用の領収証

- ・「償還払」・・・原本をご提出ください（宛名が被保険者本人名のもの）。
※原本の返却を希望される場合は、原本とコピーの両方をお持ちいただければ、確認後、返却します。
- ・「受領委任払」・・・領収証のコピーをご提出ください。
※確認のため原本を提示してください。
※領収額の内訳に、「1割分、2割分または3割分」と「超過分」（超過がある場合のみ）の金額が各々記載されていることが必要です。

3. 改修後の写真（日付が確認できるもの）

- ・トイレ、浴室、廊下等の改修箇所ごとの改修後の写真で、日付が確認できるもの（日付入り写真以外は、撮影した日を紙に記載し、写真に写し込んでください）。
- ・改修箇所が判別できる写真をご提出ください。
- ・写真は、台紙等に貼付するなどしてご提出ください。ファイルでの提出はお控えください。

4. 請求書（市所定様式）

- ・「償還払」…被保険者本人の氏名で記入、押印してください。預金口座への振込の場合は、被保険者本人名義の預金口座を記入してください。ただし、被保険者本人の預金口座がない場合は、代理人の預金口座に振込できます。この場合には必ず「委任状」が必要です。
- ・「受領委任払」…事業者が請求書を提出します。

5. 本人確認書類

（1点でよいもの）マイナンバーカード（顔写真付き）、運転免許証、パスポートなど
（2点必要なもの）介護保険の被保険者証と負担割合証など

※代理のかたの場合は、次の書類も必要です。

- ・委任状
- ・代理のかたの本人確認書類（前記のとおりです）
（事業者のかたの場合は、社員証などもご提示ください）

【通知及び支払いの時期について】

- 箕面市へ毎月20日頃までに事後申請をされた場合、翌月中旬頃に箕面市から指定口座への支給額と振込日をお知らせする「介護保険住宅改修費支給決定通知書」を送付します。
- 申請書類に不備があった場合や、改修後の確認訪問のための日程調整に通常以上に時間を要した場合等は、通知や支払いが遅れることがあります。

【住宅改修に関するお問い合わせ】

（事前相談・審査・書類の提出など）

箕面市 健康福祉部高齢福祉室（総合保健福祉センター1階）
電話 072-727-9500（代表）

（支払関係）

箕面市 市民部介護・医療・年金室 介護保険グループ（市役所本館1階）
電話 072-724-6860（介護直通）